

松本市教育委員会告示第23号

松本市基幹博物館建設検討委員会設置要綱を次のように定める。

平成29年8月29日

松本市教育委員会

松本市基幹博物館建設検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、松本市基幹博物館（以下「基幹博物館」という。）の建築、展示及び運営を専門的な見地から検討するため、松本市基幹博物館建設検討委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基幹博物館の建築、展示及び運営に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 博物館運営有識者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から基幹博物館の建築及び展示の実施設計業務が終了するまでの間とする。

(役員)

第5条 委員会に委員長1人を置き、委員の互選によって選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。

(専門部会)

第7条 委員会は、専門的な事項を調査研究するため、必要に応じて専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会は、委員長が指名する委員及び次条に規定する専門員若干名をもって組織する。
- 3 専門部会に部会長1人を置き、部会員の互選によって選出する。
- 4 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。
- 5 部会長に事故のあるときは、あらかじめ部会長が指名する部会員がその職務を代理する。

6 専門部会は、部会長が必要に応じて招集し、部会長が会議の議長となる。

(専門員)

第8条 専門員は、委員以外の者で、第2条に規定する委員会の所掌事項について専門的な知識・経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

2 専門員の任期は、専門部会における当該専門的な事項に係る調査研究が終了するまでの間とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会博物館において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年8月29日から施行する。